



第4章

教育・文化の振興

豊かな心と創造性を育むまちづくり

4・1

学校教育 (幼児教育)

1 現況と課題

幼児教育においては、家庭・地域社会などがそれぞれの責任と役割を果たしながら、子供たちの成長の糧となる生活体験、自然体験などの活動を推進することが大切です。

幼児期からの心の教育の充実に努め、人や自然との直接体験を通じ基本的な生活習慣を養うことが必要です。

出生率の低下、少子化による幼児数の減少、あるいは地域間の幼児数のばらつきがみられます。このため、公立・私立幼稚園、保育所の役割に応じた幼児教育の体制づくりが必要です。また、幼稚園と保育所の連携を密にするとともに、時代の変化に対応し多様なニーズに応えていけるような施策が必要です。

課題

以上の点から「学校教育（幼児教育）」の課題は次の3点です。

学校教育（幼児教育）



3 計画の体系

1 幼児期からの心の教育の充実

自然体験学習、ボランティア活動など特色のある教育を進める中で、親子の共同体験の機会の充実を図ります。

2 幼児教育の体制づくりの充実

ア

幼稚園・保育所の連携と調和

公立・私立幼稚園、保育所がそれぞれの特性を生かしながら、充実した幼児教育が行われるよう連携強化を図ります。

公立幼稚園と私立幼稚園との授業料など、格差の是正及び私立幼稚園の振興と幼児教育の充実を図ります。

イ

就園の奨励

保育料などの軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助の充実を図ります。

ウ

障害児の受入体制の充実

集団保育可能な障害を持った幼児の受入れを積極的に進めます。

エ

教職員の資質向上

各種研修会への参加を促進し、教職員の資質向上を図ります。

3 家庭・地域における教育の充実

ア

学習機会の充実

新しいメディアを活用した子育て情報などの資料提供を検討します。

イ

子育て支援の充実

第一幼稚園において子育て相談機能などの充実を図り、幼児教育センターとしての機能の充実を図ります。

身近な所で気軽に子育て支援に参加でき、子育て支援が受けられる環境づくりを推進します。

4 計画

核家族化や地域コミュニティの希薄化など社会環境の変化が進む中で、家庭や地域社会の教育機能の低下が指摘されています。このため、幼児の成長や発達に即した子育て相談などを支援していく必要があります。また、子育てについての気軽な情報交換の場などが求められています。

2
目
標

家庭・地域・幼稚園・保育所の連携による幼児教育を推進し、豊かな心とたくましい体を持ち、創造的で活力ある人間を形成するための基礎づくりを進めます。

- ① 幼児期からの心の教育の充実を図ること
- ② 公・私立幼稚園、保育所の連携の体制づくりを図ること
- ③ 家庭・地域における教育の充実を図ること

ウ

父親の家庭教育参加の支援促進

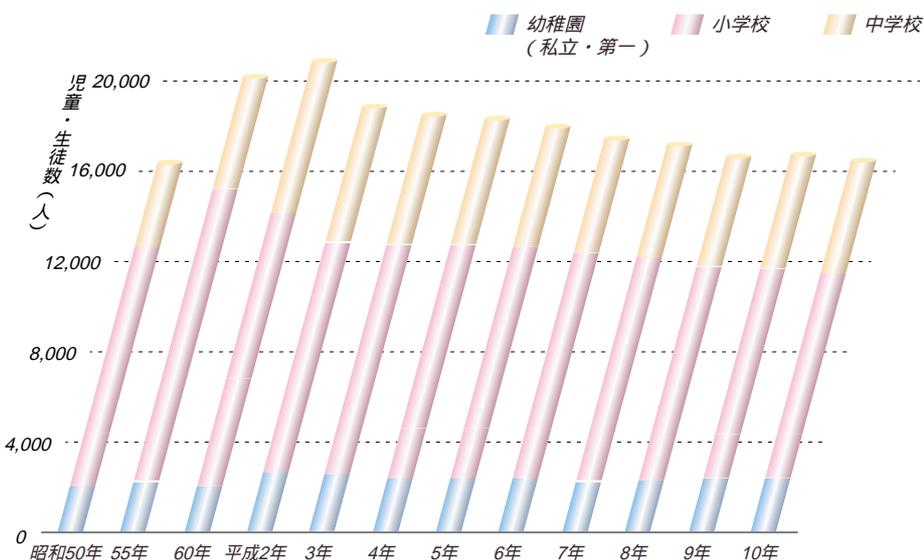
家庭教育の学習機会の提供など、父親の家庭教育参加の支援を促進します。

エ

施設の開放

地域との交流を図るため第一幼稚園の施設開放を進めます。

児童生徒数の推移



資料：庶務課

4・2

学校教育 (義務教育)

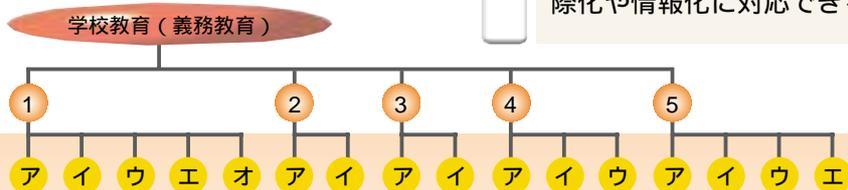
豊かな人間性を育み普遍的価値を大切にしつつ、社会の変化に的確に対応する教育が必要であり、そのためには学校・家庭・地域の社会全体を通じて生きる力を育むことが重要です。

1 現況と課題

児童生徒の個性を重視した教育を推進し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や、他人とともに協調し、思いやる心などの豊かな人間性(=「生きる力」)の育成を図ることが求められています。

学校週5日制完全実施に伴い、ゆとりの中で学校や地域の特色を生かした教育の推進が必要です。また生きる力の育成のため、教職員の指導力の一層の向上が求められます。

日本語の理解が十分ではない児童生徒に対応した教育や国際的な共生が求められています。またインターネットなどの国境を越えた情報の交流が拡大していることから、国際化や情報化に対応できる教育の充実が必要です。



3 計画の体系

1 教育内容の充実

ア

ゆとりある学校生活と生きる力の育成

ゆとりある教育課程の編成と生きる力を育む教育内容の充実を図ります。
総合的な学習の時間を中心に、個性を生かし楽しく学べる学校づくりを進めます。
ボランティア活動、自然体験、社会体験などの充実と、地域の人材を活用し、児童生徒の社会性を育成します。

イ

教職員の指導力の向上

教職員の資質向上を図るため、大学や教育研究機関との連携を進めます。また外部講師の招へいや先進校などの視察調査を行い現職教育を充実します。
小学校の英語活動導入に伴い、小学校教諭の英語指導力の強化を図ります。

ウ

学校週5日制への対応

学校週5日制へ対応するため、授業内容の厳選を図り、ゆとりある教育を実践するとともに、健全な学校外活動を支援する体制とそのネットワーク化を図ります。

エ

特色ある教育の推進

学校独自の創意と工夫を生かした教育活動を展開します。
地域の人材などを活用した多様な授業づくりに努めるとともに、一人ひとりの個性を伸ばす、きめ細かな教育環境の整備を目指します。

4 計画



一方、いじめや不登校の児童生徒が、年々増加傾向にあるとともに、非行や暴力行為などの低年齢化が問題となっています。

障害児教育については、一人ひとりの障害に即した教育の一層の充実とともに、周囲のあたたかい支援が求められています。

教育環境の整備・充実や余裕教室をどう活用するかは今後の開かれた学校づくりの推進には欠かすことができません。

小・中学校の通学区域は、地域の実情に応じて見直しを図ることが求められています。

課題は次頁

2 目 標

学校・家庭・地域社会のそれぞれの役割を明らかにしつつ、「生きる力」を育み、個性を生かした豊かな人間性や創造性を育む教育を推進します。また、国際化や情報化に対応した広い視野と実践力を持った児童生徒の育成を図ります。

2

国際化・情報化への対応

オ

健康・安全の確保

学校における児童生徒の健康・安全の確保を図ります。

ア

国際化に対応した教育の充実

外国人英語指導助手派遣事業を充実し、児童生徒などの語学力の向上を図ります。日本語の理解が十分ではない外国人児童生徒への指導と、相互の交流を図るなど国際理解教育の推進を図ります。国際理解を深めるため、児童生徒を海外に派遣します。

イ

情報化に対応した教育の充実

インターネットの活用を進め、適切に情報を処理し正しく情報を発信するなど情報社会に生きる力の育成を図ります。また進んで広く世界と交流しようとする態度を育てます。



次頁へ続く

4・2

学校教育 (義務教育)

課題

以上の点から「学校教育(義務教育)」の課題は次の5点です。

- ①ゆとりのある学校生活の中で、教育内容の厳選と充実を図ること
- ②国際化・情報化への対応を図ること
- ③いじめ・不登校や非行の防止を図ること
- ④障害児教育の充実を図ること
- ⑤教育環境の充実を図ること

3 計画の体系

4 計画

3

いじめ・不登校や非行の防止

ア

いじめ・不登校児童生徒対策

不登校対策の中核機関として適応指導教室の機能強化に努め、不登校児童生徒の適応指導・相談・訪問指導・学校への指導助言などを行います。

心の相談などのカウンセリング制度をはじめ、学校ごとでの児童生徒の心のケアの充実体制づくりを進めます。

イ

非行・暴力行為対策などの取り組み強化

中学校区健全育成会の組織強化を図り、学校・地域・警察との連携を密にするなど、非行・問題行動防止への取り組み強化を図ります。

4

障害児教育の充実

ア

広報活動の推進

地域の人々に対して、障害児及びその教育について正しい理解と認識を深めるように努めます。

イ

就学相談機能の充実

巡回相談、体験入学など就学相談活動の充実を図ります。

ウ

一人ひとりに即した教育の推進

児童生徒の障害の程度に即したきめ細かな教育を推進します



5

教育環境の充実

ア

開かれた学校づくりの推進

保護者・地域の意見を反映した学校運営など開かれた学校づくりを推進します。また余裕教室をはじめ学校施設の地域への開放を進めます。

イ

学校施設などの充実

老朽化した小・中学校校舎などの大規模改修を計画的に進めます。南部学校給食センターを建設し、市内全小中学校のセンター給食化を図ります。教職員に対する各種研修事業や教育情報・教育ソフトの収集、提供にかかわる総合教育学習センターの整備を進めます。

ウ

通学区域の見直し

地域の実情に配慮し通学区域の見直しについて検討します。

エ

通学時の安全確保

通学路の安全性を確保するため、交通安全施設の充実を図ります。通学路こども110番の家の活用など地域・警察と連携を図り治安の確保に努めます。

4・3

学校教育 (高校及び高等教育)

1 現況と課題

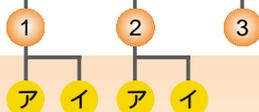
高校教育や高等教育を希望する人が、個性や志望に合った教育を身近に受けられるように努めるとともに、地域に開かれた教育の推進が重要です。

桃花台周辺地区には高校がないことから、同地区生徒は遠隔地への通学を余儀なくされています。その不便を解消するため県立高校の誘致が求められています。また、東部地区に新たな大学の誘致が望まれます。

課題

以上の点から
「学校教育（高校及び高等教育）」
の課題は次の3点です。

学校教育(高校及び高等教育)



3 計画の体系

1 高校、大学などの誘致

ア

県立高校の誘致

遠隔地への通学不便を解消するため、桃花台周辺地区へ県立高校を誘致するように働きかけます。

イ

大学などの誘致

東部地域への大学誘致や、小牧駅など公共交通機関沿線への教育機関の誘致を進めます。

2

2 教育内容の充実

ア

個性を伸ばす教育の推進

生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進、特色ある学校づくり、国際化・情報化社会に対応できる教育内容の充実を関係機関へ働きかけます。

イ

中高一貫教育への対応

ゆとりを生かすため、新しく導入された中高一貫教育への取り組みを推進します。

4 計画

特定の学校への入学希望が集中するなど、受験競争が激化している学歴偏重社会の是正を図り、生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進など教育内容の充実を関係機関に働きかけるとともに、新たに導入された中高一貫教育への取り組みが必要です。

高等教育機関は、市民の生涯学習の面でも重要な役割を担うものであり、地域社会に開かれることで地域の振興にも資するよう、各機関との連携を密にしていけることが必要です。

2 目 標

ゆとりの中に「生きる力」を育み、個性を伸ばす多様な高等教育の推進を働きかけるとともに、地域に開かれた大学との連携を推進します。

- ①高校、大学などを誘致すること
- ②個性や能力に合わせた選択ができる、多様な教育内容とその充実を図ること
- ③地域への開放を促進すること

3

地域への開放促進

生涯学習の重要な担い手として、文化交流や地域研究を通じた地域社会や住民との相互交流の推進など、地域に開かれた学校づくりを関係機関へ働きかけます。



名古屋造形芸術大学



愛知文教大学

4・4

青少年育成

1 現況と課題

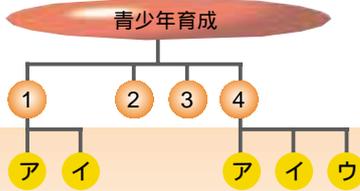
青少年をとりまく社会環境は都市化・核家族化・少子化、そして産業構造の変化などに伴い大きく変化してきました。

住民の地域社会の一員としての意識や連帯感も希薄化し、家庭の教育力の低下が進みつつあります。

また青少年の身近なところに有害情報が氾濫し、さまざまな有害環境も増えてきました。そんな中で青少年の価値観・友人関係も変わり、非行の動機や態様が凶悪・複雑かつ多様化してきています。

課題

以上の点から「青少年育成」の課題は次の4点です。



3 計画の体系

1 家庭の教育力向上への支援

ア

家庭教育の重要性への理解促進

親と子のふれあいやかかわり方の大切さを学ぶ機会を支援するとともに、親と子が一緒に体験できる場を提供します。また、父親による子育て参加を活発にするように努めます。

イ

家庭・地域・学校の協力体制の確立

地域の活動や学校の行事などと連携し、身近な場所で、子どもから高齢者までみんながふれあう機会を設け、家庭・地域・学校が密接に協力しあえる環境づくりを支援します。PTAなどの教育関係団体と定期的な協議の場を設け、子育てについて親の責任や家庭の役割など、家庭の育成機能を支援・補完するために必要な情報などの提供を進めます。

2

有害環境の浄化

有害な図書、がん具などが容易に青少年の手に入らないよう、取扱い事業者などに呼びかけます。地域・学校とも連携し、巡回パトロールなどにより有害環境の浄化を図ります。

3

相談・指導體制の充実

青少年や親が気軽に相談できるよう相談時間などを弾力化したり、少年センターなど相談機関の整備充実を図ります。校区健全育成会などと連携を図りながら、問題行動の早期発見を進めるため、計画的な街頭補導などを展開し、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。

4 計画

それら社会環境の変化につれて多様化した青少年の悩みを相談したり、的確な助言を受けたりする場が必要になってきました。

一方、週休2日制の普及、学校週5日制の導入により余暇時間が増大し、地域活動、ボランティア活動など、青少年が社会の一員としての自覚を持って参加できるような環境づくりが求められています。

2
目
標

家庭・地域・学校が一体となって、青少年の健全育成に取り組み、青少年の活動の場の提供やさまざまな体験活動などを通じ、社会変化に対応できる青少年の育成を進めます。

- ①家庭の教育力を向上させること
- ②有害環境を浄化すること
- ③相談・指導体制を充実させること
- ④地域活動などを通じた社会参加を促進すること

4
社会参加の促進

ア

リーダーの養成

地域において青少年を指導、育成できる指導者を発掘し、リーダー養成講座などを充実させ、青少年活動のリーダーを育成します。

イ

活動の場づくり

青少年のニーズに対応できる講座・イベントなどを計画し、青少年が気軽に利用できる施設の整備に努めます。

ウ

世代間交流活動の推進

身近な地域のボランティア、スポーツ、文化活動などを通じて、青少年のみならず、さまざまな世代の人々が地域の行事に参加し、お互いにふれあうことのできる地域交流活動の展開に努めます。

4・5

男女共同参画

1 現況と課題

社会は、かつてない激しさ・速さで、世界と密接にかかわりながら、経済も制度もそして価値観も変化を続けています。このような状況の中で個性を生かした自分らしい生き方が実現できる社会の創造があらゆる分野で求められています。

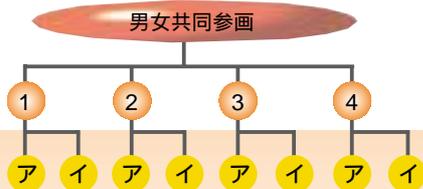
本市の男女平等に関する意識調査では、家庭生活における意識面で、男女とも80%の人が男性の家事参加の必要性を感じています。

しかし、70%を超える人が日常的な家事を女性に依存する現状があり、家庭生活を維持するための責任が女性に重くのしかかっています。女性も男性も分け隔てなく、それぞれが能力を發揮できるように身近な日常生活の中から見つけ直す必要があります。

課題

以上の点から「男女共同参画」の課題は次の4点です。

3 計画の体系



4 計画

1 男女共同参画社会に向けての意識の高揚

ア

性別による役割分担意識の是正

男女共同参画に関する啓発や普及事業を推進するとともに、市の刊行物などをジェンダー（ ）の視点で見直します。

男女共同参画に関する市民意識調査を継続的に実施し、調査結果の公表・活用を進めます。

イ

男女平等教育・共同参画意識の浸透

家庭・地域・学校などにおいて男女平等教育及び共同参画意識の浸透を図ります。

ジェンダー

出生前に分化する生物学的な性である「セックス」(生物学的性差)に対し、出生後に社会規範、制度、文化によって規定された性を「ジェンダー」(社会・文化的性差)と言い、生育途上でつくられるものである。「男らしさ、女らしさ」「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担も「ジェンダー」の一部であり、社会的、文化的につくられた性差であることから、時代により変化していくものである。

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

ア

政策・方針決定の場への女性の登用拡大

各種審議会や委員会における女性の登用率を平成22年(2010年)には30%としていくことを目指して、積極的に登用を進めます。

イ

地域・団体活動への男女共同参画促進

地域の身近な活動に男女が共同で気軽に参加できるよう支援を行います。女性団体間のネットワークづくりを通じて活動の一層の活性化を図るなどの支援事業を進めつつ、リーダーとなる女性を育成します。

女性が社会進出をするには、社会通念や進出を支える条件整備が不十分であるという考え方が男女とも50%以上を占めています。また、各種審議会・委員会への登用率は17%弱()となっています。

政策・方針決定の場への女性の視点や意見を反映させることは、バランスのとれた社会形成の必要条件であり、市の審議会などへの女性の登用を積極的に進める必要があります。

市民が本市の女性施策に期待することは、少子・高齢化に向け切実な問題として「要介護者を支える女性への援助」「保育所などの整備・保育制度の充実」が上位を占めています。

男女共同参画社会へ向けての指針である女性行動計画を着実に推進するには、全庁的な推進体制を、より一層の整備・充実をしていく必要があります。

2
目
標

女性があらゆる分野に参画していくことが、ごく自然のこととして受け入れられ、女性も男性も個性を生かし、自分らしく生き生きと活動できる社会を目指します。

- ①男女共同参画社会の形成のための意識の高揚を図ること
- ②あらゆる分野への男女共同参画の促進を図ること
- ③就業条件を整備すること
- ④男女共同参画推進体制を充実すること

3
就業条件の整備

ア

就業機会の拡大と就業条件の改善

職業生活において性により差別されることがないように、基本的な労働条件の向上や男女雇用機会均等法の趣旨の普及・啓発を図ります。

イ

育児・介護環境の充実

育児や介護における男女の役割について柔軟な視点を形成するため、職場をはじめ家庭や地域への啓発活動を進めるとともに、ニーズにあった支援事業を推進します。

4
男女共同参画推進体制の充実

ア

女性行動計画の推進体制の充実

女性行動計画の推進を図るため、総合的な調整機能の充実とともに、各種研究機関などとの連携強化を図りつつ、変化していく社会・経済環境への適切な対応に努めます。

イ

女性センターの有効活用

男女共同参画社会実現に向けた推進拠点として、学習・情報提供・交流・相談など時代の要請に即応する事業を実施し、地域活動に展開していくよう支援します。

審議会等委員への女性の参画
男女共同参画2000年プラン(国の機関である男女共同参画推進本部作成)では、審議会などの委員への女性の参画拡大について「平成12年度末までのできるだけ早い時期に20%を達成するよう努める」としている。

4・6

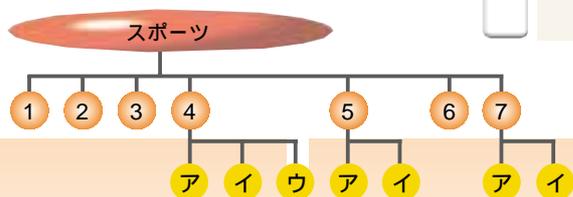
スポーツ

1 現況と課題

高齢化や少子化の進行、生活水準の向上、自由時間の増大などにより仕事中心から生活重視へと市民意識が変化しています。そうした中、健康で生きがいのある人生を実現するために、誰もがそれぞれ年齢や体力に応じて身近にスポーツに親しむことができる、健康で明るい生涯スポーツ社会を構築し、市民総スポーツ化を推進することが求められています。

市民ニーズを的確に把握し、スポーツ人口の拡大を図るために、地域スポーツ活動の推進を図る必要があります。

競技スポーツは、人々に夢や感動を与えるものであり、市民に及ぼす好影響は、スポーツの普及・振興に大きく寄与するものと言えます。このため競技力向上のためのスポーツ振興について、総合的に取り組んでいく必要があります。



3 計画の体系

1

さまざまな人の生涯の各時期に合わせた事業の推進

乳幼児から高齢者まで、人の生涯を8段階に区分()し、各々の段階の特徴に合わせた望ましいスポーツライフの推進を図ります。女性においては、女性をとりまく社会環境、社会的な地位や家庭における役割なども留意し、スポーツ参加の促進を図ります。障害のある人も、体力などに応じてスポーツに親しむことが望まれるため、福祉の観点にとどまらずスポーツ活動に親しむことのできる環境づくりの推進を図ります。

2

地域スポーツ活動の推進

校区スポーツ振興会を核として、スポーツ人口の拡大を図るとともに、在住外国人も巻き込んだ個性ある活動への支援などコミュニティづくりの推進を図ります。

3

競技スポーツの振興

卓越した選手の指導・育成に向けてハイレベルの指導者の派遣を進めます。また、本市が誇ることのできる特定種目を選定し、強化推進を図ります。

ア

民間指導者の派遣推進

学校における指導者不足に対応するとともに、有望選手の発掘・育成など個性ある教育を推進するためにも、民間指導者の派遣推進を図ります。

4 計画



人の生涯の8段階区分

小牧市スポーツ振興審議会は、その答申で生涯を乳幼児から老年まで8段階に区分し、各々の段階の特徴に合致した望ましいスポーツライフを示している。

乳幼児期：～6歳ごろ（幼稚園） 児童期：～12歳ごろ（小学校） 青年期前期：～18歳ごろ（中学校、高等学校） 青年期後期：～25歳ごろ（高等教育段階、就職） 壮年期：～30歳代ごろ（就労） 中年期：～60歳代ごろ（就労、退職） 老年期前期：60歳代ごろ以降、老年期後期：75歳代ごろ以降

学校の運動部活動は、学校教育の中でも大きな意義を担っていますが、学校内における実技指導者の不足により運動部活動が衰退傾向にあるとともに、少子化に伴い児童生徒が減少してきており、運動部活動の継続が困難な状況が起きています。更には、学校週5日制に対応して、児童生徒にスポーツの楽しさや魅力を知ってもらうことで、心身の健全育成を図ることが求められます。

誰もが手軽にスポーツを行うため、社会体育指導者の育成をはじめ社会体育関係団体や施設整備の充実が求められます。

見るスポーツを含めて多様化するスポーツ需要に応えるため、スポーツ公園総合体育館の整備に合わせて、その活用を図ることが必要です。

課題は次頁

2
目
標

誰もが、いつでも、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、豊かなスポーツライフを実現していくために生涯スポーツの推進と市民総スポーツ化を目指します。

4

学校運動部活動
などの振興・充実

イ

複数校による部活動の実施

児童生徒の減少に対応するため、複数校が集まって一つの部活動を実施するなど、健全な部活動の推進を図ります。

ウ

ジュニア育成事業の充実

ジュニア育成活動の拡充を図り、児童生徒の健全育成を図ります。



5

指導体制の充実

ア

指導者の資質向上と養成

スポーツ振興において指導者の果たす役割は極めて大きいことから、既存種目や新たに取り入れる種目の実技指導者、体育指導委員などの養成と資質の向上を図ります。

イ

スポーツ関係団体の育成強化

スポーツに親しむ環境づくりのため、体育協会や高齢者スポーツ協会などの関係団体に対して、人的・財政面も含め協調・連携や育成の強化を図ります。

次頁へ続く

課題

以上の点から「スポーツ」の課題は次の7点です。

- ①さまざまな人の生涯の各時期に合わせた事業を推進すること
- ②地域スポーツ活動を推進すること
- ③競技スポーツを振興すること
- ④学校における運動部活動などを振興・充実すること
- ⑤指導体制を充実すること
- ⑥スポーツ施設を充実すること
- ⑦スポーツ公園総合体育館を活用すること

6

スポーツ施設の充実

施設配置計画の策定を図り、地域バランスのとれた施設の充実に努めるとともに、拠点的な施設については広域的な活用を促進します。陸上競技場については、周辺市町との密接な連携のもとに広域行政圏内での配置についても検討を進めます。既存スポーツ施設の活用と合わせて、高齢者や障害者に配慮した施設の改修を進めます。

学校体育施設の積極的な開放を図り、身近な生涯スポーツ施設としての機能を高めます。スポーツ公園総合体育館をはじめ、スポーツ施設の管理体制の一元化を進め、利用者の立場に立った管理を目指します。

7

スポーツ公園総合体育館の活用

ア

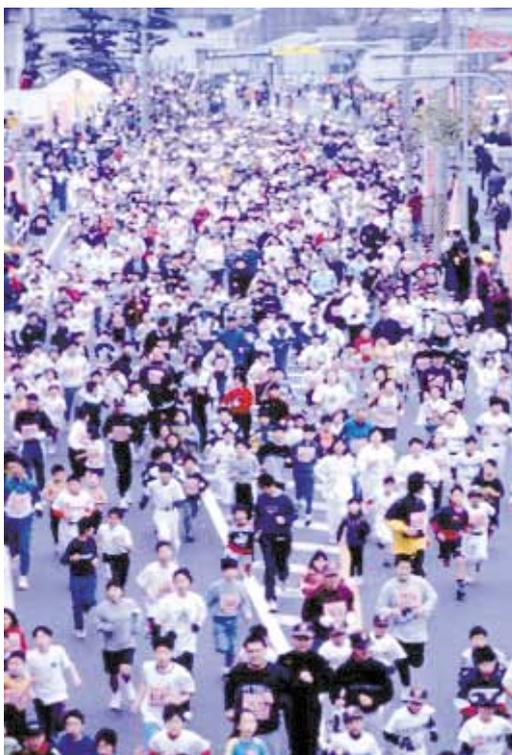
スポーツ教室、イベントの誘致

スポーツ公園総合体育館において、市民主体の活用はもとより、スポーツ著名人によるスポーツ教室の開催やハイレベルのスポーツ大会など各種イベントの誘致を図ります。

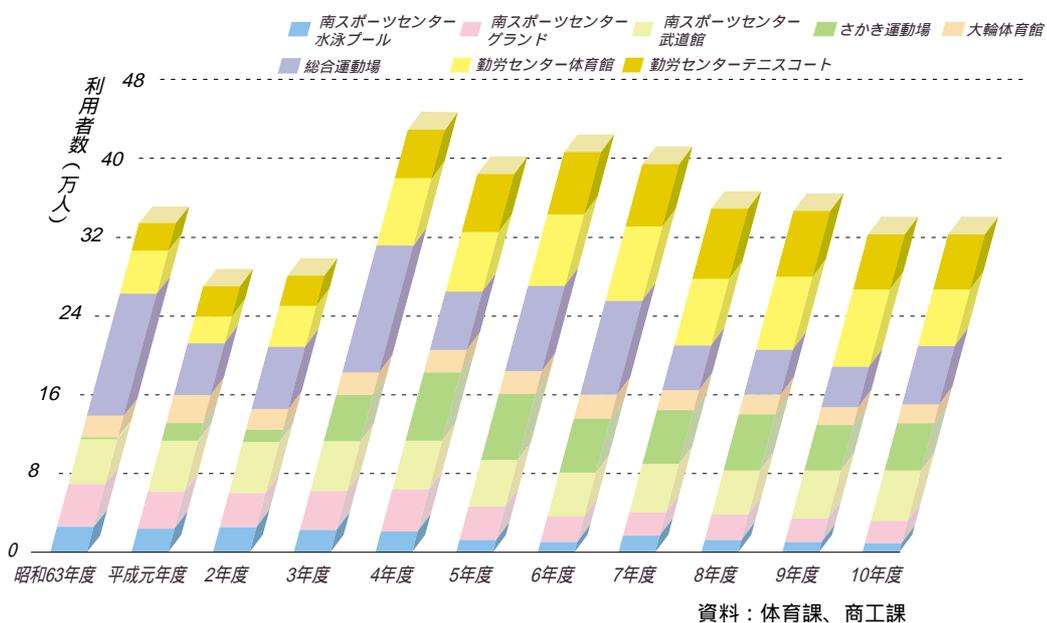
イ

スポーツ活動の啓発・情報発信

スポーツ公園総合体育館をスポーツ情報の発信拠点として、人々が気軽に集うとともに、スポーツに関する行事や施設などの情報を容易に入手できる環境を整備します。



体育施設の利用者数の推移



4・7

歴史・史跡

1 現況と課題

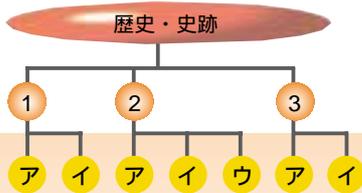
郷土の歴史や史跡は、私たちの祖先が残してくれた貴重な遺産で、未来への指針とすべきものです。私たちの世代で失うことのないよう、次代へ受け継いでいく必要があります。

市内には、多くの文化財や史跡があり保存修理に努めてきましたが、今だに未修理の建造物などがあります。また、無形的要素をもつ指定文化財保存会には、伝承活動への支援に努めてきましたが、後継者の育成が十分進まず、高齢化が進んでいます。

歴史や文化遺産への関心が高まり、学習意欲も高度化しています。これに伴い、現地を訪れる市民が増加しており、文化財の説明板や案内標識の設置が求められています。また、郷土史に関する講座の修了者を中心にガイドボランティアが育ちつつあり、郷土史研究を行うグループの結成を図る動きもあります。

課題

以上の点から「歴史・史跡」の課題は次の3点です。



3 計画の体系

1 保存・活用の推進

ア

指定文化財の修理・伝承の支援

修理が必要な指定文化財への支援を継続するとともに、無形の文化財伝承への支援・指導を充実します。

イ

史跡の整備

市内各所に点在する史跡については、歴史的な価値を後世に良好に伝えていくため、魅力ある憩いの空間としての整備を促進します。

2 周知・活用の推進

ア

学習施設の整備

郷土の歴史や文化が学べるとともに、調査研究の拠点となる展示・学習施設を、小牧山の史跡センター内に整備します。

イ

郷土史研究学習グループの育成

郷土の歴史や文化遺産を研究・学習するグループの育成を図り、歴史や文化財活用のボランティアとしても育成を図ります。

4 計画



一方、発掘調査による多量の出土品と市民から寄贈を受けた民俗資料を倉庫に収蔵していますが、市民の学習意欲に応えるため、小牧の歴史・文化を分かりやすく展示する常設展示施設の検討が必要となっています。

都市化に伴い多数の遺跡が影響を受けており、工事着手前の発掘調査に努めていますが、区画整理事業などの大規模事業に対応するためには十分な調査体制が必要となります。また、調査の専門性を高めるため、市内の大学の歴史や史跡の専門家との一層の連携が必要です。

2 目 標

歴史や史跡の調査研究活動を充実し、保存整備に努めるとともに、指定文化財の保存とその周知や活用を進めます。

- ①指定文化財の保存を推進すること
- ②周知・活用の推進を図ること
- ③調査研究を充実させること

3

調査研究体制の充実

ウ

説明板などの充実

史跡マップの整備を進めるとともに、地域との連携を図りながら、史跡などの説明板、案内標識の整備を進めます。

ア

埋蔵文化財調査体制の充実

大規模な埋蔵文化財調査に対応できるよう体制を充実します。

イ

指定促進調査の推進

市内の大学などとの連携を深め、調査の専門性を高めながら、重要な文化財の指定を促進するため、調査を推進します。



4・8

文化・芸術

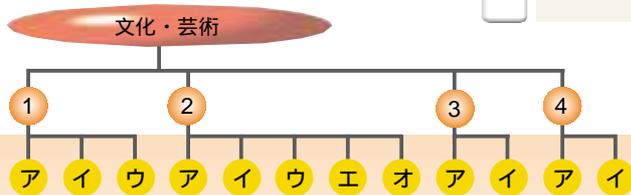
1 現況と課題

市民の自主的で創造的な文化活動を一層盛りあげ、地域に対する愛着や誇りを育てていくためには、多彩な文化活動の支援とともに、独創性のある事業の展開が求められています。

公民館や図書館などの各種文化施設は、更なる質的充実、物的充実を進めていくことが課題となっています。

市民ニーズの高度化に対応していくためには、市職員の文化・芸術に関する見識、専門性も求められています。

一方、市内の各地域で市民自らが文化・芸術にかかわる着実な取り組みも行われており、こうした活動や新たな展開に向けた支援についても対応が必要です。



3 計画の体系

1 文化施設運営の充実

ア

独創的な事業の実施

市の文化拠点である市民会館へ、内外の一流活動家、芸術家を積極的に招いて独創的発表会や講習会を開催し、市民の文化・芸術への関心を深めることを目指します。

民間活力を取り入れるため、各団体や企業との共催も視野に入れた立案の検討を進めます。

各公民館は自主事業の開催だけでなく、地域の各団体との事業の共催を増やすなど、地域住民の気軽な発表の場の整備に努めます。

イ

質的な充実

各文化施設においては、利用単位時間など施設利用の許可条件がより市民のニーズに対応できるよう整備します。

グループのみならず各個人への十分な学習機会や、自己啓発の機会を増やすため、図書館をより一層充実させます。

近隣市町や大学の図書館などとの連携強化に努め、サービス体制やネットワークの再構築に取り組みます。施設運営のための専門職員の充実に努めるなど、市民にとって一層魅力的な施設運営を進めます。

ウ

情報の収集と提供

文化・芸術にかかわる市内の活動グループ、芸術家（指導者）の把握とその情報提供を進めます。

文化・芸術先進地との積極的な交流による情報収集を行い、特色ある事業展開の促進に努めます。

ア

文化・芸術団体への支援

奨励金、補助金などの適正活用や充実と、施設利用における減免制度の適切な運用を進めます。

4 計画



各文化団体への支援と各団体をまとめる組織の確立及びリーダー養成が急務となっています。

市民における各々の文化・芸術活動を充実していくためには、より多くの人々が取り組むとともに、お互いが刺激しあい、研さんを積んでいける環境づくりが大切です。

青少年が感性を育む重要な時期を過ごす学校においては、閉じられた環境の中での文化・芸術としてではなく、地域社会などに開かれた活動が一層求められています。

市民やグループ・団体への、文化・芸術にかかわる継続的研修機会の提供が重要となっています。

課題は次頁

2
目
標

文化・芸術を系統的、持続的に発展させていくため、市内の各文化施設の連携を通じて特色ある事業を進めるとともに、学習機会の質的充実や人材の育成により、文化・芸術への市民の関心と、その自主的活動の高揚を目指します。

2
文化活動の振興

イ

各団体の集約

各文化関係団体を取りまとめ、市の文化発展をより組織的、系統的に進められるような団体を育成し、各団体ごとのつながりも深めていけるよう援助します。文化・芸術をより高めるため、第三セクター方式による市民文化財団の設立を検討します。

ウ

活動の奨励

市民の文化・芸術活動を奨励する機会（各賞の創設）を一層増やし、意欲を喚起することを通じ、自主的活動を促進します。

エ

大規模イベントの実施

全市的に取り組める大規模イベントの実施を目指し、あらゆる立場の人々が協力し合う機会を創設し、知られていなかった地元の研究者や文化・芸術の活動家の参画をはじめ、新たなボランティア組織の形成などを促進します。イベントへの取り組みを通じて、人的ネットワークの形成やボランティア組織の強化を促進し、市民の関心を高める新たな企画の創設を目指します。

オ

学校との連携

学校の文化活動クラブなどと、市や地域で主催する行事との関係づくりや連携強化を促進し、発表の場を増やすなど児童生徒の社会参加意識の向上に努めます。音楽や舞台芸術活動を支援することで、特色ある教育の推進はもとより、将来的には児童生徒の誇りにつながるような活動の展開や人材育成を促進します。



次頁へ続く

課題

以上の点から
「文化・芸術」の課題は
次の4点です。

- ①文化施設において、事業の独創性やサービスの質的な充実などを進めること
- ②市民やグループ・団体への支援、奨励など活動振興を進めること
- ③文化・芸術関連の学習プログラムやリーダー養成などを継続的に計画し、人材育成をより一層強化すること
- ④新たな文化施設の整備により一層の施設拡充を図ること

3

人材の育成

ア

学習プログラムの充実

文化・芸術に関するワークショップなど学習プログラムの継続的、系統的な企画実行を市内各文化施設で行います。
学習内容については、個人向け、グループ向けなど、あらゆる立場の人々の要望に合うよう計画します。

イ

リーダー養成

各分野の専門家、指導者、グループリーダーを養成できるようなシステムを開発します。

4

文化・芸術施設の整備

ア

施設の整備

気軽に利用できる文化の殿堂となる施設の設置について検討します。
図書館は、現在の施設の立地や需要の動向を考慮して新たな施設整備を検討します。

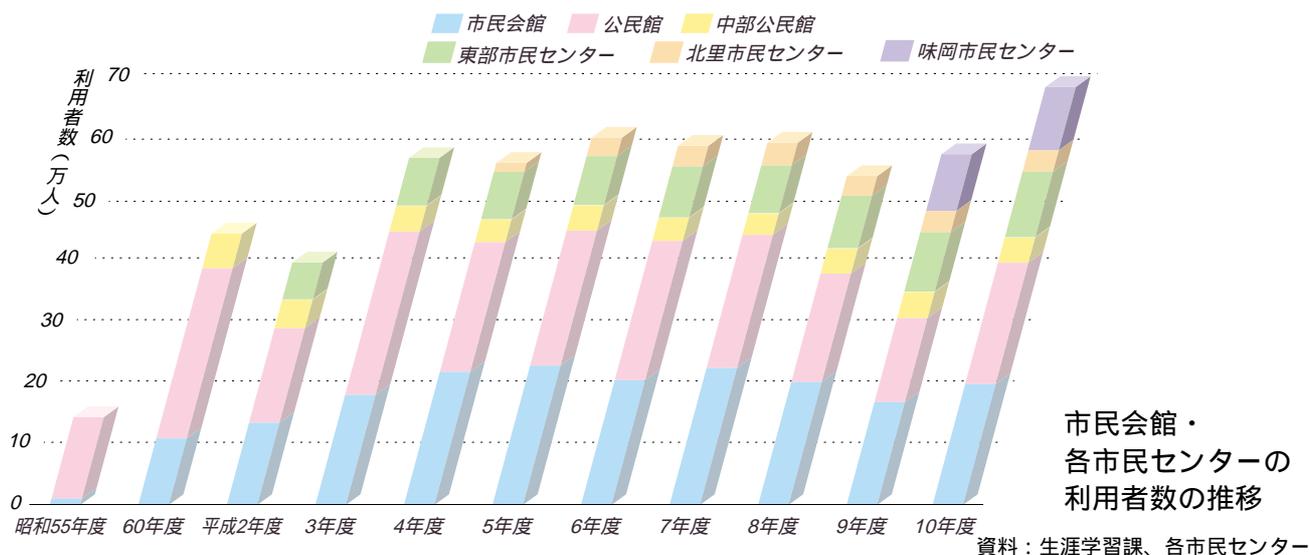
イ

施設の拡充

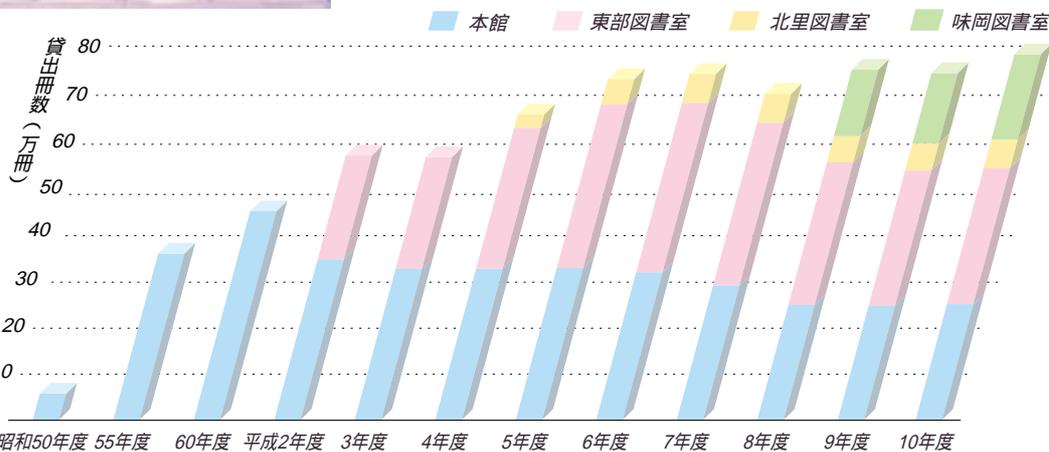
既存の文化施設については、各種文化活動の支援に向けた機能の充実に努めます。



市民会館



図書館



図書館の貸出冊数の推移

資料：図書館

4・9

小牧山

1 現況と課題

小牧山は、シンボル、緑地、史跡の3つの価値を合わせ持つ存在です。その価値を調和させ、それぞれの価値が十分発揮されるよう長期的な視野を持って周辺地域を含めて順次整備を進めることが望まれています。

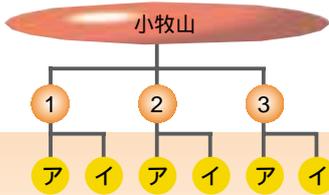
小牧山は、市民のシンボリック存在として市民に親しまれていますが、史跡としての十分な整備が図られてきませんでした。また、戦後小牧山に建設された公共施設によって、一部の遺構の破壊が進み、修復が必要になっています。このため小牧中学校を平成10年(1998年)に移転し、跡地の整備を検討しています。また、市役所本庁舎や青年の家の移転も検討されています。

小牧山の山頂にある歴史館は、郷土資料を展示していますが、天守閣を模した構造で、空調設備もなく、展示施設としては不十分であり、新たな施設が必要です。

課題

以上の点から「小牧山」の課題は次の3点です。

3 計画の体系



1 整備の推進

ア

公園的整備

史跡としての城跡の保存を第一に考慮しつつ、市民の憩いの場としても活用できるよう整備します。

イ

展示・学習施設の整備

小牧山のガイダンス機能や歴史を中心にした展示・学習・研究機能、更には来訪者の休憩所・避難施設としての機能などを備えた史跡センターを設置し、歴史館と連携した整備を進めます。

2 周辺の整備

ア

景観の保全

市民のシンボルである小牧山自体の地形を保全するとともに、周辺からの景観保全について検討を進めます。

イ

ネットワークの整備

小牧駅からのシンボルロードや合瀬川緑道などの活用とともに、図書館やメナード美術館など周辺の文化施設と連携した整備を検討します。

4 計画

小牧山自体は史跡であるため歴史的な事実との整合性が求められますので、自由な発想での公園化は望めません。このため、小牧山周辺を取り込んだ整備によって特色のある整備を検討する必要があります。

小牧山周辺にも高層建築物が目立ってきており、ランドマークである小牧山も次第に全景を見ることが困難となっ

てきています。
小牧山は緑地としての価値が優先され、史跡（城跡）としての価値の調査研究が遅れてきたため、その価値が市民に十分周知されていません。現在、戦国時代の城跡としては、尾張地方で最も保存状態がよいと評価される小牧山と、信長が築いた城下町が小牧の町の起源となった歴史をPRする必要があります。

2
目
標

小牧山が小牧市民のシンボルとしてふさわしい郷土の誇りとなるよう、歴史、自然を調和させた整備を進めます。

- ①小牧山を整備すること
- ②周辺施設と連携した整備を進めること
- ③小牧山の持つ価値をPRすること

3
P R の 充 実

ア

歴史のPR

小牧山の戦国時代の歴史や城としての価値をPRするため、講演会、講座の開設などの活動を行います。

イ

PR活動の充実

整備に合わせて、「小牧・長久手の合戦」で全国的に知られた小牧山を積極的にPRし、情報発信に努めます。



小牧城



小
牧
山

4・10

観光・レクリエーション

1 現況と課題

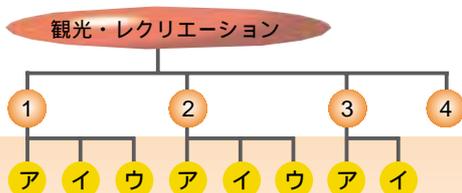
高齢化社会の進行や、労働時間の短縮に伴い自由時間が増大する中、心の豊かさを求めて、個性や創造力を発揮できるもの、健康や体力を増進することに関心が強まっており、余暇活動を通じて、自己実現に価値を求めようとする傾向が現れてきています。

そのため、観光・レクリエーションも幅広い観点からニーズを的確にとらえ、対応していくことが必要になってきています。

本市は、史跡小牧山をはじめ、田縣神社やメナード美術館などの文化的施設があり、余暇利用施設としてもう一層の活用が考えられます。

課題

以上の点から「観光・レクリエーション」の課題は次の4点です。



3 計画の体系

1 施設の整備・充実

ア

小牧山整備事業の推進

「4・9 小牧山」
P 170 参照

イ

スポーツ公園の活用
大規模スポーツイベントなどの開催が可能な総合体育館を中核とするスポーツ公園の整備により、市民のみならず広域的な観光資源としての活用を図ります。

ウ

レクリエーション施設の整備

市民が余暇を有意義に過ごせるよう施設の充実などを進めます。温水プールを幅広い世代に利用される快適な施設として整備していくとともに、市民四季の森の一層の充実、更には身近な自然の中で親子がふれあえる施設の整備を検討します。

2 観光資源の活用

ア

多彩なイベントの充実

市民まつり、平成夏まつり、産業フェスタを盛り上げていくため、時代の要請にあった祭りのあり方を研究し、充実を図ります。シンボルとしての小牧山にふさわしいイベントの展開に努め、歴史的な意義のPRとともに今日的な活用を目指します。

イ

観光資源の掘り起こし

観光協会や市内各種団体との連携を密にし、地域に根づいた伝統的な祭りや産業観光などの資源の掘り起こしに努めます。

4 計画



メナード美術館

また工業都市としてさまざまな産業が集積しており、こうした資源を生かした産業面からの身近な観光資源の掘り起こしに努めるとともに、既存の観光・レクリエーション資源などのネットワーク化による活用も必要です。

観光情報の提供、知識の普及など観光推進体制の強化とPRの充実を図るための取り組みを、各方面と協力して進める必要があります。

東部丘陵地域などの豊かな自然環境を、子孫に残す財産として保護・保全しつつ、観光レクリエーション資源として適正に活用していく必要があります。

2
目
標

歴史・文化的資源を生かし、自然に親しみ、余暇を楽しめる環境の整備を進め、市民にとっての観光・レクリエーションの振興を図ります。

- ①観光・レクリエーション施設の整備・充実を図ること
- ②観光資源の活用を図ること
- ③観光推進体制とPRを強化すること
- ④自然環境の保全と活用を図ること

ウ

ネットワーク化

いきいきリフレッシュエリア構想に基づく市内東部地域の遊歩道整備などにより、広域的な連携も含めて、豊かな自然の中に点在する拠点的なレクリエーション施設や歴史的な資源の活用を図ります。

3

観光推進体制とPRの強化

ア

組織の育成

観光協会の組織の育成に努めます。

イ

情報収集・提供の充実

インターネット、FAX情報、案内看板などを活用し、観光・レクリエーション情報の収集・提供のための利便性の高いシステムの構築を図ります。

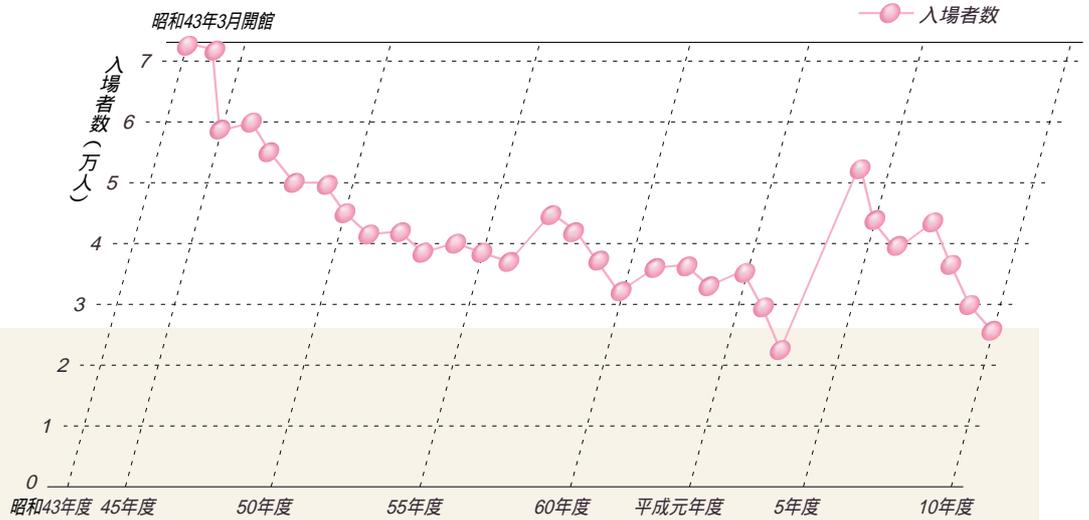
4

自然環境の
保全と活用

東部丘陵地域に代表される自然環境の保全にあたっては、後世に残す貴重な財産として配慮しつつ、自然に親しみ、余暇を楽しめるリラククス・リフレッシュ・レクリエーションゾーンとしての機能を高めます。



ふれあいの森



歴史館の入場者数の推移

資料：文化振興課

史跡小牧山整備計画基本構想
小牧山ゾーニング計画図

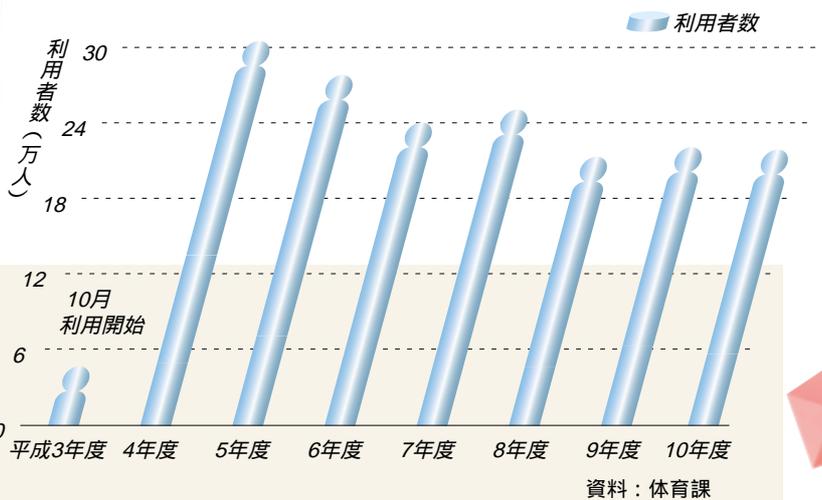


資料：文化振興課

4・10
観光・レクリエーション
関連データ

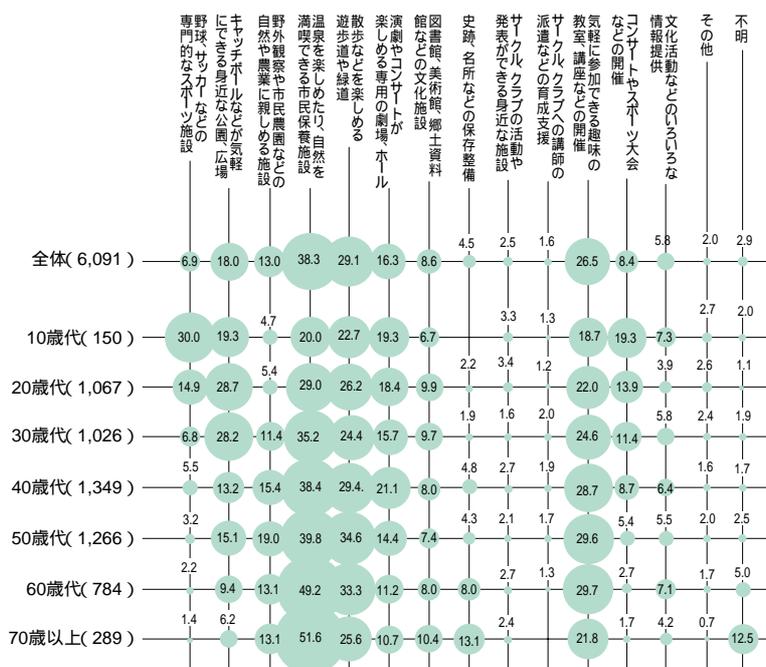


温水プール



温水プールの利用者数の推移

市民意向調査から 余暇活動のために望まれる施設や制度



雇用・勤労者福祉

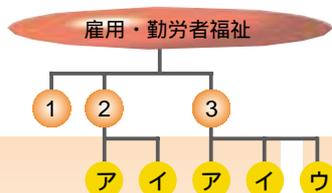
1 現況と課題

先の見通せない経済情勢の中で、今後更に産業の高度化などによる産業構造や就業構造の一層の変化が予想されています。

今後の雇用においては、職業能力開発に関する情報提供や、新たな産業分野や新技術に対応できる高度な技術力や専門能力を持った人材の育成が求められています。

課題

以上の点から「雇用・勤労者福祉」の課題は次の3点です。



3 計画の体系

1 職業能力開発の支援

技術革新、高齢化、国際化等の進展に対応して、雇用・能力開発機構中部職業能力開発促進センターをはじめとした職業能力開発関係機関による職業能力の開発、向上のための機会の提供を行い、人材育成と雇用の安定を図り、豊かな生活を実現するための支援をします。

2 雇用対策の充実

ア 雇用の安定

職業安定所などとの連携により、勤労者意識の変化や外国人勤労者の増加などの社会情勢の変化に対応した多様な就業情報の提供を促進し、就業機会の拡大と雇用の安定に努めます。

イ 雇用の場の確保

「65歳現役社会」の実現に向けて、定年延長、再雇用などによる継続雇用の導入促進の啓発に努めます。男女とも職業生活と家庭生活が両立できる就業条件整備の啓発促進を図り、女性の雇用機会の拡大や雇用環境の改善に努めます。

障害者の雇用推進に向けて、各種助成制度の活用促進や事業主への啓発などを行います。商工会議所への支援を通じて、新規学校卒業生、パートタイマー、中途採用者などの就業機会の創出に努めます。

4 計画

また、失業率の上昇とともに、高齢社会の到来による新たな雇用の創出、職業相談や職業紹介体制の強化を行い、雇用の場の確保と就業の促進を図る必要があります。

勤労者が健康で働きがいのある充実した生活余暇環境や就業環境の整備を支援していく必要があります。

- ①職業能力の開発を支援すること
- ②雇用対策を充実すること
- ③勤労者福祉を充実すること

2
目
標

勤労者が働きがいや生きがいを実感できるような就業環境づくりや、ゆとりを実感し、充実した余暇が送れる環境づくりを進めます。



雇用・能力開発機構中部職業能力開発促進センター

3

勤労者福祉の充実

ア

余暇時間活用の情報提供

自由で有意義な余暇時間を活用できる情報の提供や、地域活動への参加を促す情報提供を充実します。

イ

健康づくりができる活動場所の提供

利用者ニーズの変化に対応し、勤労者の健康の増進、維持管理を図るため、心身のリフレッシュと健康づくりのできる活動の場の充実を図ります。

ウ

就業環境充実のための支援

個人の働き方に合わせたボランティア休暇やリフレッシュ休暇の導入をはじめ、職場環境の整備、安全衛生活動など、働きがいや生きがいを実感できるような魅力ある就業環境を整備するよう勤労者と企業の取り組みを支援します。
中小企業の勤労者の福利厚生を充実するための支援制度の検討を進めます。

4 豊かな心と創造性を育むまちづくり（教育・文化の振興）

基本計画項目		主要事務事業	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年
			2000	2003	2006	2009
			前期	中期	後期	
4・1	学校教育(幼児教育)	①	幼児期からの心の教育の充実			
		②ア	幼稚園・保育所の連携と調和			
		③イ	子育て支援の充実			
4・2	学校教育(義務教育)	①ア	ゆとりある学校生活と生きる力の育成			
		①ウ	学校週5日制への対応			
		②	国際化・情報化への対応			
		③	いじめ・不登校や非行の防止			
		⑤イ	学校施設などの充実			
4・3	学校教育 (高校及び高等教育)	①ア	県立高校の誘致			
		①イ	大学などの誘致			
		②イ	中高一貫教育への対応			
4・4	青少年育成	①ア	家庭教育の重要性への理解促進			
		①イ	家庭・地域・学校の協力体制の確立			
		③	相談・指導体制の充実			
		④イ	活動の場づくり			
4・5	男女共同参画	①ア	性別による役割分担意識の是正			
		②ア	政策・方針決定の場への女性の登用拡大			
		③イ	育児・介護環境の充実			
		④ア	女性行動計画の推進体制の充実			
4・6	スポーツ	②	地域スポーツ活動の推進			
		③	競技スポーツの振興			
		④ウ	ジュニア育成事業の充実			
		⑥	スポーツ施設の充実			
		⑦	スポーツ公園総合体育館の活用			
4・7	歴史・史跡	②イ	郷土史研究学習グループの育成			
		②ウ	説明板などの充実			
		③ア	埋蔵文化財調査体制の充実			
4・8	文化・芸術	①ア	独創的な事業の実施			
		②イ	各団体の集約			
		④ア	図書館整備の検討			
4・9	小牧山	①ア	公園的整備			
		①イ	展示・学習施設の整備			
		②	周辺の整備			
		③	PRの充実			
4・10	観光・レクリエーション	①ウ	レクリエーション施設の整備			
		②ウ	ネットワーク化			
		④	自然環境の保全と活用			
4・11	雇用・勤労者祉福祉	②イ	雇用の場の確保			
		③ウ	就業環境充実のための支援			